

論 文

司法的紛争解決における裁判条項の利用と濫用

—ニカラグア事件とオイル・プラットフォーム事件を繋ぐもの—

池 島 大 策

現代社会学部・社会システム学科

1 はじめに

(1) 問題意識

国際司法裁判所（ICJ）に事件を付託する際に、裁判付託条項（または裁判条項¹）（compromissory clause）を利用する国がある。一般的には、裁判条項が挿入されている条約の解釈または適用に関する争いで、ICJにその付託を義務付けている場合²に、この条項を基礎とした一方的提訴について、裁判所の管轄権が肯定されうることになる³。しかし、裁判所に提起された請求の内容やその主題が、その請求の基礎となる条約の規定との間にまったく関係が無いか、非常に乏しいと思われるような場合にまでも、裁判所の管轄権は肯定されるのであろうか。

この点につき、ICJは、1984年のニカラグア事件判決（先決的抗弁）で、本件が両国間の1956年の友好通商航海条約第24条2項の裁判条項に基づく提訴であることにつき、以下のように述べた。

「同条約の下で、本件に対する裁判所の管轄権を確立するためには、ニカラグアは、同条約と、裁判所に提起された請求との間に合理的な繋がり（reasonable connection）を確定しなければならない。」⁴

2003年に判決（本案）が下されたオイル・プラットフォーム事件では、イランが米国を相手に一方的に裁判所に事件を付託し、イランのオイル・プラットフォームを破壊した米国の武力行使という行為の合法性が争われた。イランは、専ら両国間の1955年の友好経済関係及び領事権利条約の裁判条項である第21条2項の以下のような規定に裁判所の管轄権を基礎付けた⁵。

「この条約の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で、外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託する

ものとする。」

これに対して米国は、この条約が武力行使とは関係がないことを理由に、裁判所の管轄権が及ばないと主張する先決的抗弁を提起した⁶。裁判所は、1996年の判決（先決的抗弁）で、1986年のニカラグア事件判決（本案）に依拠しつつ、この条約が武力行使に関する紛争についての裁判付託を排除しているとは解釈できないという点を主たる根拠として、裁判所の管轄権を認め、本件の本案審理に進んだ。

以上の流れは、主として経済的な内容を規定する友好・通商条約の裁判条項⁷を根拠に、ICJに一方的に事件を付託することが可能であるという道筋を作ってしまったような印象がある⁸。この点については、締約国が本来意図していなかった条約または条項によって、司法裁判が一方の当事者に強制されうる場合が生じることから、後述するように、上記二つの事件の判決に付随した反対意見や個別意見を付した裁判官や学界からも批判が少なくない。

(2) 本稿の目的

本稿では、ICJへの裁判条項を有する条約の「解釈または適用に関する紛争」か否かが争われた武力行使をめぐる事件としてのニカラグア事件判決を振り返りながら、同事件同様に武力行使の合法性を紛争の主題としながらも、友好通商条約の裁判条項だけに基づいて裁判所の管轄権が肯定されたオイル・プラットフォーム事件判決を検討することにより、裁判条項の意義を吟味することを主眼とする。また、ICJに関する裁判条項を利用することの今後の見通しにも触れてみたい。

2 ニカラグア事件再考

(1) 判決（先決的抗弁）

(i) 判決の検討

ニカラグア事件では、米国がニカラグアの反政府ゲリラに軍事支援を行った際に、軍事・準軍事活動を行ったため、ニカラグアはこれが国際法違反にあたるとして、1984年にICJに一方的に提訴した。ニカラグアは、裁判管轄権の根

拠を、第一義的には、ICJ 規程第36条 2 項のいわゆる選択条項 (Optional Clause) の下での米国による ICJ の管轄権の受諾に、そして、「補足的」 (complementary) に、両国間の1956年友好通商航海条約の裁判条項に、それぞれ置いた。本稿で問題とするのは、この後者の1956年条約の裁判条項に基づく、裁判所の管轄権についてである。ちなみに、ニカラグアは、この裁判条項による主張を、当初の請求自体には記しておらず、申述書において初めて援用した⁹のを、裁判所も問題としなかった¹⁰ことから、同国の「後知恵」によるともいえる立場の当否については、訴訟戦略上からも様々な議論があるが、ここでは触れない。

こうしたニカラグアの主張を否定して、裁判所の管轄権の不在を主張した米国に対して、裁判所は、あまり詳細な検討を行った様子もなく、裁判管轄権の存在を肯定する¹¹。以下では、裁判所がどのようにその理由付けをしたかを辿る。

まず、1956年の米国とニカラグアとの間の友好通商航海条約第24条 2 項 (いわゆる裁判条項) は、以下のように規定する。

「この条約の解釈または適用に関する両締約国との間の紛争につき、外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。」¹²

米国からは、ニカラグアが1956年条約と、裁判所に提起された請求との間の繋がりを確定していない旨、及びこの裁判条項が外交交渉による紛争の調整を経ることを裁判付託の前に条件付けていた (いわゆる「交渉前置主義」) 旨の反論があった¹³。

これに対して、裁判所は、ニカラグアによると、米国が1956年条約第19条 (通商航海の自由)、第14条 (相手国製品の輸出入の規制等の禁止)、第17条 (海上保険に対する差別的性格の措置の禁止)、第20条 (各締約国の領域通過の自由) 及び第1条 (衡平等待遇) の各規定に違反したと主張されることから、これらの規定の内容を要約して、列挙した¹⁴。その上で、裁判所は、これらのうちでも、特に、通商及び航海の自由を規定する第19条の規定と、同条約前文にある平和及び友好への言及を考慮して、ニカラグアが裁判所に請求を提起した事情やその関連事実に基づくならば、「特に、同条約の『解釈または適用』に関して、両当事国との間に紛争が存在するということに疑いがありえない」¹⁵と認定して、次のように述べる。

「裁判所は、ニカラグアの請求申立における請求が…

(略) …1956年の条約の諸規定の解釈または適用に関する紛争を構成する限度において、裁判所が当該請求を審理する、当該条約の下での管轄権を有すると認める。」¹⁶

その結果、裁判所は、1956年条約第24条 2 項の裁判条項に基づく、裁判所の管轄権の存在を、14対 2 (反対: ルーダ裁判官及びシュウェーベル裁判官) の多数決により肯定した¹⁷。確かに、この点に関する裁判所の判断を問題として、反対意見を判決に付したのは二人だけであったが、このような裁判所の議論の進め方には、学界からも批判がある¹⁸。

(ii) 各種意見の検討

① ルーダ裁判官の個別意見

この争点について反対票を投じたルーダ (Ruda) 裁判官は、その個別意見において、この裁判条項の規定の仕方及び紛争の存在や範囲の確定の必要性という理由から、この規定においては交渉前置主義が義務付けられている¹⁹という解釈を探っているため、それに反して裁判条項だけを根拠に ICJ に一方的に付託することは許されない²⁰、と述べて判決に反対する。

② シュウェーベル反対意見

他方、同じく反対票を投じたシュウェーベル (Schwebel) 裁判官は、ルーダ裁判官と同様に、この裁判条項が交渉前置主義を採用していると解して、裁判所の判決に異議を唱えた上で²¹、仮に交渉前置主義が問題とならないとしても、「一体、どの程度、この条約の内容または規定がニカラグアの請求と関連があるのか。」²²と疑問を投げかける。

そして、彼は、ニカラグアの請求自体に、二国間の通商条約違反について一切触れられていない点、当該条約が純粹に通商関係の条約であり、武力行使の問題とはなんら関係がない点などを、条約の趣旨に関する文献、同条約の関連規定 (前文 (平和友好)、第19条 1 項 (通商航海の自由)、第21条 1 項 (安全保障上の利益を保護するための措置) など) などとともに詳細に吟味しながら、先決的抗弁の審理段階においては、原告の請求と条約との間の繋がりにつき、これらの条約規定について「もっともらしい解釈ができるような」 (plausibly interpreted) 請求かどうかを裁判所が分析することの必要性を強く論証しようとしている²³。

彼によれば、(1) 請求と条約との間には「もっともらしい」繋がりが存在する必要があること、及び(2) そのためには、本案審理に進む前に同条約内の関連規定を詳細に解釈する必要があるということが、本件のような場合、前提となるといえよう。

③小田裁判官の個別意見

この争点に関して賛成票を投じた小田裁判官も、その個別意見の冒頭で、裁判所が1956年条約の裁判条項を根拠にして本件の管轄権の存在を肯定したことを強く批判して、次のように述べた。

「私は、裁判所が、通商上の性格を有するこの条約の解釈または適用に関する紛争が存在すること、及び紛争が存在する場合に外交交渉が試みられかつそれを調整することができていないということを十分に確信しているかについても自信がない。私は、裁判所が『裏口から』事件を招く危険にあるのではないかと危惧する。…（略）…本件は、この条約の特定の規定の違反が証明されてはじめて、維持されうる。」²⁴

小田裁判官の見解によれば、管轄権の審理段階でも、裁判条項による一方的付託を認めるならば、裁判所による条約の違反の証明という、本来なら本案段階において行われるべき過程までも経る必要が出てくることになるようにも見える。

(iii)小括

以上から、通商航海条約の締結時に当事国が意図したことからかけ離れた争点に関する事件で、便法としてまたは訴訟戦略としてその裁判条項を援用して、ICJへの一方的提訴とそれによる裁判所の管轄権の存在を認めさせるやり方がはたして妥当なのかが、さらに問われることになる。

(2)判決（本案）²⁵

1956年条約の裁判条項に基づく裁判所の管轄権の存否という論点は、ニカラグア事件の本案段階に関する判決においても、事実関係の確認の過程で触れられた²⁶。中でも、関連規定の意味を決定することが必要であると判断して、裁判所は、1956年条約の第21条1項(c)及び(d)がそれぞれ規定する、武器弾薬等の生産・取引などを規制する措置や、自国の重大な安全上の利益を保護するのに必要な措置という例外に、この条約が適用されないということの意味を検討した。その結果、裁判所は、次のように認定した。

「この条項は、裁判所の管轄権から、同条約の範囲に関するこの紛争を除去するもの（removing）と解することはできない。その規定が同条約の中の一つの規定である以上、当該規定に対しては、同条約の『解釈又は適用』についてのいかなる紛争も裁判所の管轄権に入るという第24条の規定が及ぶ。」²⁷

そして、裁判所は、もう一度、同じ判決の別の箇所で、1956年の友好通商条約の裁判条項を根拠に、裁判所が、条約の趣旨及び目的を奪う行為についての請求を審理できるのではなくて、この規定から離れて、裁判所の義務的管轄権の受諾宣言について規定した ICJ 規程第36条2項に従って、1956年条約第21条の規定がニカラグアの請求に対する例外に該当するか否かを検討している²⁸。その結果、米国の行為が条約の趣旨及び目的を奪うものであることなどを理由に、1956年条約第21条は米国に例外を提供するものではない旨の判断を行った²⁹。

(3)小括

ニカラグア事件において、1956年の友好通商航海条約の第24条2項の裁判条項は、裁判所の管轄権を確定するための補足的かつ追加的な基礎にすぎず、裁判所の管轄権を第一義的に確定したのは、ICJ 規程第36条2項における裁判所の義務的管轄権の米国による受諾宣言であった³⁰、ということに留意しなければならない。しかも、この争点に関する裁判所の判断も14対2という圧倒的な多数決で、裁判所の管轄権の存在を認めた議論の経緯からは、主に軍事行動や武力行使をめぐる紛争につき、二国間の友好通商航海条約の裁判条項を基礎にして一方的に付託することの是非が裁判所において大きな争点になったようには見えない。

反対票を投じたルーダ裁判官も、その反対の理由は同条約の裁判条項の交渉前置主義違反を理由とするものであつたし、このような形での紛争の付託につきその個別意見で「危惧」を表明した小田裁判官も、判決主文には賛成票を投じている。したがって、シュウェーベル裁判官ひとりがどんなに熱心にかつ緻密にこの争点を検討して、裁判所の判断をその反対意見の中で痛烈に批判しても、事の重大性についてどれほどの理解が他の裁判官にあったのかは、不明である³¹。この争点のもつ意義は、同類の紛争であるオイル・プラットフォーム事件でも、さらに問われることになる。

3 オイル・プラットフォーム事件

(1)判決（先決的抗弁）³²

(i)判決（先決的抗弁）の検討

本件では、米国が武力攻撃によってイランのオイル・プラットフォームを破壊したことに関して、イランが米国による両国間の1955年の友好経済関係及び領事権利条約の諸規定の違反を争って、裁判所の管轄権に関する規定した同

条約第21条2項の裁判条項に基づいて、1992年にICJに事件を一方的に付託した³³。これに対して、米国は、この紛争がこの1955年条約とは何ら関係が無く、同条約第21条2項の規定の範囲に入らないため、裁判所の管轄権は存在しないとして、先決的抗弁を申し立てた。裁判所は、14対2（反対：シュウェーベル副所長、小田裁判官）の多数決で、米国の先決的抗弁を退け³⁴、同条約第21条2項に基づく裁判所の管轄権の存在を、同条約第10条1項（両国の領域の間の通商の自由を規定する）の違反の有無に関する問題に限って認定した³⁵。

1955年条約第21条2項は、以下のように規定する。

「この条約の解釈又は適用に関する両締約国との間の紛争で、外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。」

ここでの争点は、米国が武力行使によりイランのオイル・プラットフォームを破壊した行動の合法性に関する紛争が、1955年条約の「解釈又は適用に関する」紛争であるか否かであった。裁判所は、イランが主張する1955年条約の米国による違反が条約の規定の範囲内にあるかどうか、そして、裁判所が、1955年条約第21条2項の規定に従って、本件の「事項管轄権」(*jurisdiction ratione materiae*)を有するかどうかを吟味した³⁶。

米国は、1955年条約が武力行使の問題には適用が無く、イランの請求は専ら武力行使の合法性に関わるものであり、この争点は1955年条約の範囲に入らないし、「条約のこれら完全に通商上及び領事上の規定と、イランの請求及び申述書〔武力の不法な行使の申立に専ら焦点を当てている内容〕との間にまったく関係が無い」³⁷ため、裁判所の管轄権は存在しないと主張して、先決的抗弁を提起した。

これに対して、裁判所は、「まず、1955年の条約が、裁判所の管轄権からある種の事項を明示的に排除する規定を含んでいない」³⁸点に着目して、次に1955年条約第20条1項(d)が、「本質的な安全保障上の利益を保護するのに必要な措置」の適用を排除しない旨規定しているのは、裁判所の管轄権をも排除するものなのか、それとも「本案に関する抗弁」を提供するに過ぎないのか、について検討した。裁判所は、1986年のニカラグア事件判決（本案）³⁹で、米国とニカラグアとの間の友好通商航海条約に含まれる同様の裁判条項に関する規定の適用に関して、後者の解釈を採用したことにして、この解釈が本案での争点であると解する米国の主張にもかかわらず、「1986年において到達した結論を

変える理由は何も無い」との理由から、「1955年条約第20条1項(d)が本件で裁判所の管轄権を制限するのではなくて、機会があれば、本案で用いることのできる抗弁（defence）を締約国に与えるに過ぎない」⁴⁰と判断した。

最後に、裁判所は以下のように判断して、上記の米国の先決的抗弁を退けた。

「1955年条約は、各締約国に対して、様々な事項に関する様々な義務を課している。そうした義務と相容れない一方の締約国による行為は、その行為をもたらした手段に関わらず、不法である。武力行使による、同条約の下での締約国の権利の侵害は、行政上の決定または他の手段による侵害と同様に不法である。したがって、武力行使に関する事項は、それ自体で、1955年条約の範囲から除外されるわけではない。」⁴¹

以上に鑑みると、裁判所が述べたのは、1955年条約が規定する義務に「相容れない」(incompatible)行為は、手段を問うことなく、不法(illicite; unlawful)であり、同条約の規定する権利への侵害(violation)という点では、武力行使も行政上の決定と同じである以上、武力行使「そのもの」(per se)が、性格上当然に1955年条約の範囲から除外されるということにはならない、という論法である。言い換えれば、条約上の権利の侵害が問われる際には、権利侵害の手段のいかんが問題となるわけではないので、権利侵害をもたらした特定の手段を、その手段の特性だけを理由として、当該条約の射程範囲から当然のごとく除外することはできない、と敷衍することができよう。

(ii) 各裁判官の意見

上述した裁判所の判決の中で、この裁判条項の争点に関しては、シュウェーベル副所長及び小田裁判官の二人だけが反対した。まずは、彼らの反対意見をみていくことにする。

① シュウェーベル副所長の反対意見

シュウェーベル副所長は、ある条約の裁判条項の範囲を解釈するには、その条約の締約国の意図を確定しなければならず、本件のいずれの当事国も、1955年条約の締結の際に、本件でイランの提起したような性格の請求が裁判所の管轄権に服することになるとは意図していなかつたろうと推測し、条約の条文や締結当時の事情に照らして、イランの主張は認められない⁴²という。彼によれば、本件における米国によるイランに対する武力行使に関わる紛争が1955年条約の下で生じる紛争ではないことは、条約の表題、前文、及び規定の仕方から明白であるとして⁴³、次のように述べ

る。

「これが、待遇の相互平等を基礎にした、相互に有利な通商関係及び投資並びに一層緊密な経済関係を促進することに本質的には関わる条約であることは、明らかである。一方の締約国による他方への武力の行使を規制することを示唆するものは何も無い。」⁴⁴

さらに、彼は、特定の措置に対する例外を認める排除条項（exclusion clause）としての1955年条約第20条1項(d)の存在についての裁判所の見解を否定して、本件におけるような武力行使が1955年条約の範囲内には入らずに、むしろ国連憲章や国家間の武力紛争に関わる国際法の他の規定により規律されるもの⁴⁵、との立場を探り、起草経緯などに関わる諸々の文書や各種先例などに照らしても、両国の意図は明確であった⁴⁶という。

②小田裁判官の反対意見

他方、反対意見を付した小田裁判官は、本件で、1955年条約の「解釈または適用」に関するイランの請求に先立って、両当事国間に「紛争」が実際に存在したのかと疑問を投げかけた後⁴⁷、二国間条約における裁判条項の意義について詳細に検討を行った上で、判決を批判する。

小田裁判官によれば、国際裁判においては、裁判所の裁判管轄権に服するとする当事国の「同意」（consent）が試金石である以上、関係当事国の同意が無い場合には、裁判所が裁判を行う「法律上の紛争」は存在しないであろう⁴⁸、と述べて、裁判付託にあたり両当事国の同意の重要性を強調する。こうした厳格なスタンスに立つことから、彼にとって、二国間条約の裁判条項は、留保を付すことが可能な多数国間条約における裁判条項とは異なって、いずれの締約国も裁判所の強制的管轄権から逃れることはできないことを意味するため、より慎重な精査が必要であるとされる⁴⁹。二国間条約が、条約の文言や規定の範囲（趣旨及び目的）などについて両締約国の完全な合意（complete accord）の産物であるからには、ある紛争の主題は、当該条約の合意された条文の規定のテクニカルな解釈または適用だけに関わり、ある二国間条約の裁判条項が及ぶような条約の解釈または適用の幅は厳密に限られている⁵⁰。

したがって、彼は、ある条約の範囲（趣旨及び目的）に関する両締約国の見解の相違が、両国の同意無しには、裁判の主題となりえない⁵¹、と解して、次のように、結論付ける。

「二国間条約の裁判条項は、当該条約について両締約国が合意した趣旨及び目的を反映した法的利益（権利及び義務）に特に関わるわけでもない他の締約国

との紛争を裁判所に付託する自由を、一方の締約国に付与すると考えることはできない。」⁵²

小田裁判官によれば、以上に鑑みると、本件における米国の武力攻撃は、米国のいうように「合理的な繋がりの欠如」を理由に、1955年条約の範囲内には入りえないし、その性質上、条約の範囲には無関係であり、こうした紛争につき裁判所への付託を米国が意図してもいなかったので、イランは、1955年条約の規定の解釈または適用を超えて、同条約の範囲に関わる紛争を一方的に裁判所に付託することはできない⁵³、とされる。彼の最終的な結論は、「ある国家が、こうした裁判条項を有する条約の些細な規定の違反を口実に、一方の当事国が、当該条約の範囲内の紛争が存在すると主張するのに対して、他方がそれを否定するということだけの理由で、当該条約の他の締約国を一方的に裁判所に引き出しうるような情況」を招くことを危惧して、彼が1984年のニカラグア事件判決（先決的抗弁）に付した個別意見の一節、すなわち「裁判所が『裏口から』事件を招くおそれがありそうである」との警告を再度引用して、今回の判決には反対票を投じた彼の心理状況を示している⁵⁴。

以上の二人の裁判官が付した反対意見に共通なのは、条約当事国における条約締結の意図の確認と、司法裁判における両当事国の事前の同意の存在が重要であるという点であろうと推察される。彼らは、司法的解決にあたり、裁判所が締結した条約及び生じた紛争の両当事国の意思という主観的な要素を確認することの必要性を唱えているといえよう。

③シャハブディーン裁判官の個別意見

ところで、この争点について賛成票を投じた裁判官の中にも、その個別意見の中で傾聴すべき視点を提示するものが少なくない。

まず、シャハブディーン（Shahabuddeen）裁判官によれば、裁判所が問うべき問題は、原告には自国の請求を裁定してもらう権利があるか否かであるが、裁判所が実際に問うたのは、原告により違反とされた行為が当該条約の規定に入るか否かという問題であって、これは、先決的抗弁の審理の段階にありながら、当該条約の決定的な解釈（definitive interpretation）を行うことになってしまったため、疑問である⁵⁵。彼の見解では、条約の締約国が裁判所に付託することに合意していたのは、当該条約の解釈または適用に関する両締約国間の紛争であるから、本件で1955年条約の裁判条項は、当該条約の規定だけの解釈または適用についての紛争だけではなくて、条約のいずれの部分についての紛

争にも及ぶとされるが、その条約が適用されない事項に関する限りは、条約の解釈または適用についての紛争が生じえなくなる限界はどこかが問題となることから⁵⁶、その限界は、裁判所のこれまでの先例から、「請求と、請求が基礎を置こうとする条約との関係」⁵⁷次第であるとされる。

例えば、1984年のニカラグア事件判決（先決的抗弁）では、「条約と請求との合理的な繋がり」を吟味するにあたり、いくつかの条約の規定に言及または要約することでこの繋がりを調べるにとどめ、規定の「最終的な解釈」（definitive interpretation）や分析はしなかった⁵⁸。シャハブディーン裁判官は、その理由を以下のように述べる。

「裁判所は、当該条約が争いの対象となっている事情に適用があるか否かを最終的に決定するためではなくて、原告による条約の解釈が議論の余地のあるものであるか否かを決定するために必要な限りにおいて、管轄権段階でその条約を解釈できるに過ぎない。」⁵⁹

シャハブディーン裁判官によれば、裁判条項の規定の仕方が一番問われることから、先決的抗弁の段階では、条約の解釈または適用について締約国間に紛争があるか否かが問われる所以であって、条約の解釈または適用についての紛争があるか否かについての紛争は、原告の解釈の正確性を決定することになる本案で「最終的に」（definitively）審理される、という趣旨である⁶⁰。問題は、原告による条約の構成が議論の余地がある（arguable）か否かをいかにして決定するか⁶¹であるが、彼は、「熟知したリーガルマインドによって定められた基準」⁶²によって行われるとしか答えていない。

④ヒギンズ裁判官の個別意見

次に、ヒギンズ（Higgins）裁判官は、ある特定の請求が特定の条約の裁判条項の範囲内に入るか否かを決定するための方法論についての問題を提起し⁶³、裁判所の先例を精査して、先決的抗弁の審理段階で、本案に立ち入るのを回避しなければならないことに留意する⁶⁴。ヒギンズ裁判官は、ニカラグア事件判決（先決的抗弁）において、1956年条約の規定の実質的な分析を本案段階に先送りした先例などを振り返って、先決的抗弁の審理段階である条約と請求との関係について、①どのような基準で判断し、②その判断が果たして暫定的か、それとも最終的か、③本案に立ち入るのをいかにして回避するか、という問題を提起する⁶⁵。

基準としては、請求が条約の範囲内であるかどうかという条約の適用可能性であり、裁判所は、自己の権限を決定する管轄権（compétence de la compétence）により、先決的

抗弁の審理段階で管轄権の有無について最終的な判断を行うのであり、最終的な事実関係や条約の違反が認定されるのは本案段階である⁶⁶。その結果、彼女によれば、先決的抗弁の審理段階で、問題とされる規定が管轄権の基礎を提供するか否かについては最終的な決定をする必要があるとする⁶⁷。争点は、「本件の武力行使が原則として1955年条約の違反をもたらしたか否か」であるので、条約違反が争われた第1条及び第4条1項の違反はその可能性が無いが、本件では第21条2項の下で、第10条1項の規定の違反の存否を問うことが条約の解釈または適用についての紛争であった⁶⁸、とする。

⑤その他の意見

最後に、ランジェヴァ裁判官⁶⁹及びリゴー特任裁判官⁷⁰も、先決的抗弁の審理段階では、紛争当事国の解釈の当否を述べる必要は無いし、また、関連条文の解釈を行うことによって、本案に予断を与える（préjuger）ことになつてはいけないと警告する。この指摘は、裁判所の手続のあり方に照らして、妥当なものであると考えられる。

(2)判決（本案）⁷¹

裁判所は、先決的抗弁の審理段階で裁判所の管轄権を既に肯定していたからであろうか、本案段階では、裁判所への付託を規定した裁判条項（1955年条約第21条2項）と紛争の主題（米国の武力行使によるイランのオイル・プラットフォームの破壊の合法性）との関連性の問題についてほとんど立ち入らなかった。確かに、裁判所は、先決的抗弁の審理段階では管轄権の存在を肯定していた。しかし、本案段階では、イランによる請求と米国による反訴を審理する裁判所の管轄権は、1955年の友好経済関係領事権利条約第10条1項の違反の有無に限って認められていたに過ぎない⁷²。要するに、本件では、イランのオイル・プラットフォームが米国の攻撃によって破壊された事件について、米国この行為が「二国間の領域の間の通商の自由」を侵害したか否か、つまり米国による1955年条約第10条1項違反があったか否かを裁判所が審理するということである。裁判で問われたのは、米国が武力行使という行為によって一般国際法上の義務違反を犯したのか否かではなくて、1955年条約第10条1項の義務に違反したかどうかなのである。

裁判所の判決では、結局、米国の行為は、武力行使に関する国際法に照らして、1955年条約第20条1項(d)による例外的な措置として正当化されないが、同条約第10条1項の義務違反には該当しないとして、イランの請求を退けた⁷³。この判決（本案）では、米国の武力行使が、たとえ1955年

条約第20条1項(d)の例外的措置であるとしても、武力行使の国際法規に照らせば、違法ではあるが、その行為が、本件の事情の下では「両国の領域間の通商の自由」を侵害してはいないので、1955年条約における米国の義務違反は存在しないことになる。いいかえれば、手段（米国による武力行使）の違法性は認定されるものの、その違法な手段によって生じた効果（イランのオイル・プラットフォームの破壊）が、事件を審理する裁判所の管轄権の根拠となる法規（1955年条約の第21条2項の裁判条項）の制約の下では、具体的な法規の違反（1955年条約第10条1項における権利侵害、義務違反）に該当しない、という図式になると解することになる。

4 おわりに

(1)両事件の繋がりと判例の立場

オイル・プラットフォーム事件では、米国の武力行使は、自衛のために行われたという理由から、自衛に関する一般国際法に照らして、要件を満たさない以上、たとえ1955年条約に規定された例外的な措置としても正当化されないと判断された。しかし、イランが行った請求に対して、なぜこのような一見分かりにくい判断が出てくるのであろうか。これは、そもそも、イランにとって本件で、武力行使の違法性を争点とする紛争をICJにおいて裁判を行うために、1955年条約第10条1項の「通商の自由」に対する違反に問うしか、本件が本案段階の審理まで到達することができなかつたからではないだろうか。

イランは、自国のオイル・プラットフォームに対する米国の武力行使による破壊について、当時すでにICJの義務的裁判管轄件を撤回していた米国との関係で、ニカラグア事件における本件との類似性（二国間の通商条約における裁判条項の存在）に着眼したからなのか、1955年条約第21条2項の裁判条項によって米国を裁判所に引きずり出すことには一応、成功した（裁判所による管轄権存在の確認）。しかし、1955年条約の裁判条項に基づいて裁判所の管轄権の存在が肯定され、またその管轄権の範囲にも制限が課されたことによって、むしろその管轄権が、実は1955年条約の規定の「解釈または適用の紛争」を審理する非常に狭い範囲に制限されてしまい、イランにとっては、米国の行為を、一般国際法上の義務違反に問うのではなく、1955年条約第10条1項の「通商の自由」の違反の有無という、ごく狭い枠内でしか問えなくなってしまったのである。このことは、裁判条項により裁判所の管轄権の存在を肯定するこ

とが出来るとしても、そもそも、本案審理で、米国の武力行使が1955年条約の通商の自由に違反するか否かを問うという展開を意味する。この一見極めて不合理とも言うべき展開について、裁判所は、門前払いこそしなかったものの、本案審理の結果、本件の置かれた事情では、第10条1項の義務違反はなかったと判断して、イランの主張を認めなかった⁷⁴。その意味では、本案段階になって初めて、通商航海条約によって武力行使の正当性を問うというイランの請求自体にかなりの無理があつたということが分かる。

ニカラグア事件及びオイル・プラットフォーム事件は、本来、友好関係を前提として締結されることの多い通商条約の締約国間でこの条約の裁判条項に基づいて、相手の武力行使の当否を問う、ICJへの一方的提訴が行われたという極めて特異な事例であつて、どれほどの一般化が許されるかは、疑問なしとしない。しかし、これらの事件を通じて、一見したところ紛争の主題には関係の無さそうな条約の裁判条項を利用して紛争の本案審理が行われる過程を見てきたが、こうした裁判所の対応や判断は果たしてどのように評価されるべきであろうか。

まず、両事件とも、米国を相手に、原告国が、米国との二国間のいわゆる通商条約にある裁判条項により、米国の武力行使を主題とする紛争について、裁判所に一方的に付託されたという共通点をもつ。しかし、大きな違いは、ニカラグア事件では、1956年条約の裁判条項が、裁判所の管轄権を基礎付ける補助的かつ追加的な根拠にすぎなかつたのに対して、オイル・プラットフォーム事件では、イランが1955年条約の裁判条項に専ら依拠してICJに提訴したという点である。したがって、両事件の紛争を扱う裁判所の事項管轄権の範囲は、ニカラグア事件では一般国際法を中心とした法規に関する一般的かつ広範なものであったのに対し、オイル・プラットフォーム事件では1955年条約の特定の規定に限定された狭いものであった。

次に、ある裁判条項において「条約の解釈または適用についての紛争」という場合、裁判所のこれまでの判断を分析してみると、これは、条約の特定の規定における義務違反（権利侵害）の有無を意味し、シャハブディーン裁判官がオイル・プラットフォーム事件の1996年判決（先決的抗弁）に付した個別意見で述べたように⁷⁵、ある紛争がある条約の裁判条項にある「条約の解釈または適用についての紛争」に該当するか否かについての紛争（紛争当事国間の意見の対立）は、先決的抗弁の審理の段階で決定されるべき主題である。したがって、「条約の解釈または適用についての紛争」という、当事国による義務違反（権利侵害）（＝結

果）を発生させた行為（作為・不作為）（＝手段）の性質、形式やその当否自体は、裁判所の管轄権の存否を争う先決的抗弁の段階では問われず、結果としての義務違反（権利侵害）の存否が問われる本案の段階において審理される事項となる。つまり、裁判所は、先決的抗弁を争う段階では、本案審理に予断を与えるような解釈や判断を極力回避することになる。

このロジックを進めると、「条約の解釈または適用についての紛争」について、義務違反（権利侵害）を発生させた行為（手段）が武力行使であれ、行政上の決定であれ、その手段のいかんを問わないことから⁷⁶、裁判条項が規定された条約とその手段との関係は本案段階まで問題とはならない。その意味で、両事件を通じた裁判所のこれまでの判断は、若干の強固な批判に晒されながらも、圧倒的な多数決により下され、これまでぶれることなく一貫しているといえよう。また、こうした裁判条項の規定の仕方とその存在が認められさえすれば、この条約と手段との関係や、条約を締結した締約国の意図を重視して、管轄権の審理の段階でシェウェーベル裁判官が主張する「もっともらしい繋がり」の存在を確認する必要はないし、ましてや、小田裁判官の主張する、紛争の主題についての当事国の「同意」の存在を前提とする必要もなくなる。つまり、裁判条項の存否に関する、本案以前における「形式審査」のみで本案審査に進むことを許すという裁判所の「先例」の流れの前には、これら二人の裁判官に代表される意見は、ほとんど顧みられないのが現状である。

(2)今後の見通し

しかし、もし、上述のような判例の立場をとると、二国間条約における裁判条項は、ICJへの紛争の付託をより容易にし、「先例」に従えば、少なくとも管轄権段階で門前払いにされるリスクを減らす結果を内包しているともいえることから、こうした条約の締約国は、ICJでの本案審理にまで到ることを回避できないという意味で、それなりの覚悟と準備が必要となるであろう⁷⁷。もっとも、こうした裁判条項を有する二国間条約の締約国間には、相当な信頼関係が前提となっているであろうことは、容易に推定できるため、その締約国間で武力行使を伴う紛争が生じたということは、その信頼関係が既に崩壊して存在しない事態になっていることも推測される。したがって、信頼関係のない締約国間において、いずれか一方がこの裁判条項を利用してICJに紛争を付託するという訴訟戦略を採用するがあっても、その行為を信義則に反するとして非難するのは、

的外れといえないこともない。

この事態は、多数国間条約における裁判条項でも、明確な留保を付していない限り、二国間条約における場合と同じことになるかもしれない⁷⁸。本稿では検討することが出来なかった1996年の「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約の適用に関わる事件」判決（先決的抗弁）（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア）においては、多数国間条約のジェノサイド条約における裁判条項に基づく提訴の可否が争点となった⁷⁹。また、「コンゴ領域における武力活動（2002年の新しい付託）」事件（コンゴ民主共和国対ルワンダ）では、ルワンダによる人権侵害や人道法違反に関して、コンゴ民主共和国（以下、コンゴ（民）とする）が、ICJの義務的管轄権の受諾をしていないルワンダを相手に、拷問禁止条約、人種差別撤廃条約などの人権保護に関する諸条約や世界保健機関（WHO）やUNESCOなどの憲章を含む幾つかの多数国間条約に規定された裁判条項に基づいて、一方的に事件を裁判所に付託した⁸⁰。コンゴ（民）による仮保全措置の要請は、要件の不備と「一見したところの」（*prima facie*）管轄権の不在を理由に、認められなかった。しかし、本案審理を行う管轄権が明白にないわけではないことから、本件を裁判所の事件名簿から除去する旨のルワンダによる要請も退けられた。この事件でも、裁判所の管轄権や受理可能性を争う段階に進むことになるのが注目される。

以上より、こうした事件・判例の流れに照らすと、裁判条項の存在だけで、あわよくば本案審理に進む可能性が高まるのであれば、国際社会の注目を集め、世論を喚起することだけを目的とする訴訟戦略によって、いたずらにICJに事件を付託する国が増えることになり、その結果、ICJの抱える係争事件名簿はさらに肥大することになるかもしれない。裁判所が上述のロジックを採用する現在は、ICJの利用者自身の見識ある判断が問われている。

[付記] 本稿は、筆者が2002年4月より2004年3月まで、在オランダ日本大使館の専門調査員として在任中の研究成果を反映するものである。
(2004年9月25日稿)

注

- 1 裁判条項については、欧文のものとして、‘*Clause compromissoire*’, in *Dictionnaire de la terminologie du droit international* (établi sous l'autorité du Président Basdevant), 1960, p.116; Norbert Wöhler, ‘Arbitration Clause in Treaties’, in R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Volume I

- (1992), pp.236-238. を、また、邦文のものとして、関野昭一「裁判条項」国際法学会（編）『国際関係法辞典』（三省堂、1995年）364頁及び杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996年）124-125頁を、それぞれ参照。
- 2 ICJ に直接一方的提訴を行うのが認められる場合は稀であるとする見解につき、以下を参照。Wöhler, *loc. cit.*, p.238.
 - 3 ただし、この種の裁判条項は、裁判条項の規定の仕方でいずれかの締約国に対して付託を義務付けると定められていなければ、締約国には裁判所に付託する権利が生じる効果を有するのであって、条約の適用がある紛争に関して、請求が付託され次第直ちに裁判所の管轄権が現実化する効果を生じる、という考え方もある。H.W.A. Thirlway, *Non-appearance before the International Court of Justice*, Cambridge University Press, 1985, p.75.
 - 4 *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Jurisdiction and Admissibility, Judgment, *I.C.J. Reports* 1984, p.427, para.81.
 - 5 小田裁判官によれば、本件は、原告が主に、二国間条約の裁判条項に依拠することを試みる、ICJ の歴史上、実質的には初めての事件である、という。Oil Platforms (*Islamic Republic of Iran v. United States of America*), Preliminary Objection, Judgment, *I.C.J. Reports* 1996 (II), p.891, para.4.
 - 6 *I.C.J. Reports* 1996 (II), p.810, para.18.
 - 7 例えば、Dieter Blumenwitz, 'Treaties of Friendship, Commerce and Navigation', in R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Volume IV (2000), pp.953-959, at p.958. は、この種の裁判条項が、ICJ 規程第36条2項の意味する義務的管轄権を確定するものとみなすべきではない、という立場をとる。
 - 8 この点への批判として、ニカラグア事件では、例えば、Frederic L. Kirgis, Jr., 'Nicaragua v. United States as a Precedent', 79 *AJIL* 652, 655 (1985). が、「強引にでもしない限りは」と述べている。
 - 9 *I.C.J. Reports* 1984, p.395, para.5 & p.426, para.77. なお、この判決の研究として、邦文のもので、小和田恒「ニカラグアに対する軍事的活動事件——管轄権及び受理可能性——」『国際法外交雑誌』第85巻4号28-67頁 (1986年); 山本草二「国際裁判の手続の予備的段階——先決的抗弁の分類——ニカラグア事件（管轄権・受理可能性）——」山本草二ほか編『国際法判例百選』別冊ジュリスト156号、2001年、176-177頁を参照。
 - 10 裁判所がこうした経緯そのものが支障となるのではないと判断したのは、原告が裁判条項に基づく訴訟の進行を意図していることと、これにより性格の異なる他の紛争に本件を変更される (transform) わけではないことの二つを、先例に基づき、根拠としている。Id., p.427, para.80.
 - 11 Id., pp.426-429, para.77-83.
 - 12 裁判所の判断によれば、この規定は、二国間の友好条約などに非常にありふれた規定の仕方であり、そうした条項を受諾する際の当事国の意図は、何らかの他の平和的解決手段を用いるための合意が「明らかに存在しない」場合、ICJ に一方的に付託する当該権利を規定することである、とされる。Id., p.427, para.81.
 - 13 ここでは、この規定が交渉前置主義を採用するのか否かを検討する余裕はないが、さしあたり、シュウェーベル裁判官反対意見参照。Id., pp.628-630.
 - 14 Id., p.428, para.82.
 - 15 Id., p.428, para.83.
 - 16 Id., p.429, para.83.
 - 17 Id., p.442, para.113 (1) (b).
 - 18 例えば、以下のものを参照。Thomas M. Franck, 'Icy Day at the ICJ', 79 *AJIL* 379, 383 (1985); Kirgis, Jr., *loc. cit.*, 79 *AJIL* 652, 655-656 (1985); W. Michael Reisman, 'The Other Shoe Falls: The Future of Article 36 (1) Jurisdiction in the Light of *Nicaragua*', 81 *AJIL* 166, 167 (1987).
 - 19 *I.C.J. Reports* 1984, p.453, para.7.
 - 20 Id., p.454, para.10.
 - 21 Id., pp.628-630, para.117-119.
 - 22 Id., p.630, para.120.
 - 23 Id., pp.631-637, para.122-129.
 - 24 Id., p.472.
 - 25 *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment, *I.C.J. Reports* 1986, p.14. なお、この判決に関する邦文の研究として、杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 ニカラグアに対する軍事的

- 活動事件（本案）」『国際法外交雑誌』第89巻第1号53-82頁（1990年）を参照。
- 26 *I.C.J. Reports 1986*, pp.115-117, para.221-225.
- 27 *Id.*, p.116, para.222. しかも、判決では、裁判所には、条約の当事国によってとられた措置がこの例外的措置に該当するか否かを決定する管轄権があるのは明白であるということを、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第21条（安全保障のための例外）にある類似の規定に照らして、肯定した（*Ibid.*）。しかし、ここで、なぜGATTの規定を例示することが必要なのかは、不明である。
- 28 *Id.*, p.136, para.271.
- 29 *Id.*, pp.141-142, para.282.
- 30 この点につき、ニカラグアの受諾宣言の有効性や米国の受諾宣言の扱いなどに関連して、判決における裁判所の判断については、多くの批判があることは、いうまでもない。
- 31 ニカラグア事件における裁判所の多数国間の条約関係と二国間の条約関係の扱いについて極めて強いコントラストをなしていることを指摘するものとして、以下を参照せよ。James Crawford, 'Military Activities Against Nicaragua Case (Nicaragua v. United States)' in R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Volume III (1997), pp.371-378, at p.377.
- 32 *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Preliminary Objection, Judgment, *I.C.J. Reports 1996 (II)*, p.803. 英文の判例評釈として、Peter H.F. Bekker, 'Oil Platforms (Iran v. United States)', Preliminary Objection, Judgment, International Court of Justice, December 12, 1996', 91 *AJIL* 518 (1997); Malcolm D. Evans, 'Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America) Preliminary Objection', 46 *ICLQ* 693 (1997); Barbara Kwiatkowska, 'Case Concerning Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)', 9 *HYBIL* 55 (1996). を、また邦文のものとして、国際司法裁判所判例研究会（酒井啓亘）「判例研究・国際司法裁判所 オイル・プラットフォーム事件—先決的抗弁—」『国際法外交雑誌』第100巻第5号87-102頁（2001年）を、それぞれ参照。
- 33 イランは、当初の請求では、米国による1955年条約の第1条及び第10条1項の義務違反を申し立てたが、書面審理の段階で、これに同条約第4条1項の違反を加えた。 *I.C.J. Reports 1996 (II)*, p.807, para.9 & 10.
- 34 *Id.*, p.821, para.55 (1).
- 35 *Id.*, para.55 (2). なお、裁判所が、1955年条約の第10条1項についてのみ管轄権の基礎を認めたのは、同規定が行為の合法性を評価することの出来る規定であるからであるのに対して (*Id.*, p.800, para.51.)、同条約第1条は平和友好関係の維持についてという条約の目的を明確にしただけで、広すぎて権利義務を規定しえず (*Id.*, p.814, para.21 & p.820, para.52.)、また両国民の待遇の仕方を規定した同第4条は本件の米国による行為をカバーするものではなく、何ら本件に適用しうる規範を述べていないからである (*Id.*, p.816, para.36.)。
- 36 *Id.*, p.810, para.16.
- 37 *Id.*, p.810, para.18.
- 38 *Id.*, p.811, para.20.
- 39 *I.C.J. Reports 1986*, p.116, para.222 & p.136, para.271.
- 40 *I.C.J. Reports 1996 (II)*, p.811, para.20.
- 41 *Id.*, pp.811-812, para.21.
- 42 *Id.*, p.874.
- 43 *Id.*, pp.875-876.
- 44 *Id.*, p.876.
- 45 *Id.*, p.882.
- 46 *Id.*, pp.882-885.
- 47 *Id.*, p.890, para.3.
- 48 *Id.*, pp.891-892, para.5.
- 49 *Id.*, p.896, para.16.
- 50 *Id.*, pp.896-897, para.17.
- 51 *Id.*, p.897, para.18.
- 52 *Id.*, p.898, para.20.
- 53 *Id.*, p.899, para.23.
- 54 *Id.*, p.900, para.26.
- 55 *Id.*, p.822 & p.840.
- 56 *Id.*, pp.823-824.
- 57 *Id.*, p.824.
- 58 *Id.*, p.827.
- 59 *Id.*, p.828.
- 60 *Id.*, p.829.
- 61 *Id.*, p.832.
- 62 *Id.*, p.833.
- 63 *Id.*, p.847, para.2.

- 64 *Id.*, p.851, para.18.
- 65 *Id.*, p.854, para.27.
- 66 *Id.*, pp.855-857, para.30-36.
- 67 *Id.*, p.857, para.37.
- 68 *Id.*, p.861, para.51.
- 69 *Id.*, pp.843, 845-846.
- 70 *Id.*, p.873.
- 71 判決文は ICJ の公式サイト (www.icj-cij.org) より閲覧可能で、判決集2003年版が未刊である現在は、パラグラフのみの引用とする。英文の判例評釈として、Peter H.F. Bekker, 'Oil Platforms (Iran v. United States), Merits, Judgment, International Court of Justice, November 6, 2003', 98 *AJIL* 550 (2004); Alexander Orakhelashvili, 'Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Merits, Judgment of 6 November 2003', 53 *ICLQ* 753 (2004) を参照。なお、2003年の判決（本案）の詳細な検討は、別稿にて行う。池島大策「武力行使に対する司法判断の可能性と限界——オイル・プラットフォーム事件をてがかりにして——」同志社女子大学社会システム学会誌『現代社会フォーラム』創刊号（2005年）参照。
- 72 判決（本案）パラ21-22及びパラ31。ヒギンズ裁判官の個別意見（パラ26）、コーライマンス裁判官の個別意見（パラ17）及びエララビー裁判官の個別意見でも、この狭い管轄権に照らして裁判所の判断することに限界があったことが指摘されている。
- 73 判決（本案）パラ125(1)。
- 74 裁判所は、同条約第10条1項の「通商の自由」について、きわめてアクロバット的な解釈により、両締約国の「領域の間における通商の自由」に対する侵害はなかったとした。2003年判決（本案）パラ79-100参照。
- 75 上記の「3(1)(ii)(③)」を参照。
- 76 ニカラグア事件判決（本案）を踏襲したオイル・プラットフォーム事件判決（先決的抗弁）につき、上記の「3(1)(i)」の箇所を参照。*I.C.J. Reports 1996 (II)*, pp.811-812, para.21.
- 77 この点で、小田裁判官は、二国間条約における裁判条項による一方的付託に際しては、両国の同意の必要性を重視する立場からは、この裁判条項を一層厳格に解さなければならないとされる。*Id.*, pp.896-898, para.16-20.
- 78 ちなみに、裁判所の公式サイトの他に、ICJ が定期的に刊行している *Yearbook of the International Court of Justice*によれば、裁判所の管轄権について規定する条約の一覧が、国連その他の国際組織の設立文書、規程第36条2項に関する裁判所の義務的管轄権の受諾宣言、その他の条約に関する年代順一覧として掲載されているのがわかり、その意味では、この一覧は ICJ への付託のための有用なヒントとなる。例えば、この年表については、*Yearbook 1996-1997*, No.51, 1997, pp.126-143. を参照。
- 79 *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1996 (II)*, p.595.
- 80 ICJ の公式サイトにある *Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application: 2002) (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda)* の項を参照。ちなみに、裁判所は、コンゴ（民）が基礎付けた裁判条項を有する諸条約に関して、ルワンダが拷問禁止条約の当事国ではなく、人種差別撤廃条約及びジェノサイド条約の裁判付託条項には留保を付していること、またウイーン条約法条約については前提となる紛争が存在せず、コンゴ（民）が女子差別撤廃条約の仲裁前置主義の要件を満たしておらず、WHO 憲章における裁判付託の要件を満たしていない点、さらに、UNESCO 憲章の解釈に関する紛争に本件は該当しないし、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約）については、保存すべき権利について仮保全措置を要請していないことなどを理由として、コンゴ（民）による仮保全措置の要請を認めなかった。